オール静岡　企業誘致応援団設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、静岡県（以下、「県」という。）と静岡県の区域内(以下「県内」という。)の民間企業が一体となって企業誘致を推進するため、誘致に向けた機運の醸成や幅広い情報収集、対外的な企業誘致活動のＰＲ、企業の課題やニーズに対する多面的な支援を行う「オール静岡　企業誘致応援団（以下、「応援団」という。)」の設置に関し、必要な事項を定める。

（支援対象）

第２条　本事業における支援対象は、次のいずれかに該当する者とする。

⑴　本社が静岡県の区域外に所在し、県内に初めて工場等を設置することを計画している者（以下、「初進出企業」という。）

⑵　初進出企業として、この要綱の施行の日以降に応援団に登録された企業等から支援を受けた実績があり、かつ、県内に設置した工場等が稼働を開始した日から起算して３年を経過していない者（以下、「進出済企業」という。）

２　この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設をいう。

⑴　統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和５年総務省告示第 256 号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。)の大分類Ｅに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいい、日本標準産業分類の小分類番号 011 の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。)の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

⑵　産業分類の小分類に掲げる分類番号 711 の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設

⑶　産業分類の中分類に掲げる分類番号 44 の道路貨物運送業若しくは分類番号 47 の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類番号 484 のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Ｉに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって別に知事が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）

（参加企業等）

第３条　県内に本社若しくは事業所を置く企業又は法人のうち、次の各号のいずれか

に該当する者（以下、「企業等」という）は、応援団に参加することができる。

⑴　銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第１項に規定する銀行

⑵　信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)による信用金庫

⑶　宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第３条第１項の規定による免許を受けて宅地建物取引業を営む者

⑷　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受け建設業を営む者

⑸　職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第１項の規定による許可を受けて有料職業紹介事業を行う者

⑹　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第５条第１項の規定による許可を受けて労働者派遣事業を行う者

⑺　その他別に定める産業支援機関

（申込）

第４条　第１条の目的に賛同し、応援団に参加しようとする企業等は、応援団参加申込書（様式第１号。以下、「申込書」という。)を知事に提出するものとする。

２　前項の規定による申込みは、企業等の主たる事業所が一括して行うものとする。

３　第１項の申込みにかかる費用は無料とする。

（登録）

第５条　知事は、申込書を提出した企業等が、次の各号の要件をすべて満たすと認めるときは、当該企業等を応援団登録簿に登録し、県ホームページにより公表する。この場合において、公表内容は、企業等名、所在地（市町名まで)、業務内容、提供可能な情報や支援及び企業ホームページのＵＲＬとする。

⑴　提供可能な情報や支援が具体的に示されていること。

⑵　特定の宗教・政治団体と関わりがないこと。

⑶　法令違反や公序良俗に反する営業を行っていないこと。

⑷　次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第２条第２号に規定する暴力団

イ　暴力団員等（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員等と密接な関係を有する者

エ　暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

２　知事は、前項の規定による登録をしたときは、オール静岡企業誘致応援団登録通

知書（様式第２号）により、当該企業等にその旨を通知するものとする。

（有効期間）

第６条　応援団の登録の有効期間は、前条第２項の規定による登録の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

２　登録の継続を希望する企業等は、改めて申込書を提出すること。

（応援団に登録された企業等の責務）

第７条　応援団に登録された企業等は、県が実施する企業誘致やフォローアップの取組に協力するものとする。

２　前項に規定する企業誘致やフォローアップの取組の内容は、別に定める。

３　応援団に登録された企業等は、自らが行う企業誘致活動に県の支援を求めることができる。

４　応援団に登録された企業等は、その活動に関して、苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。

（県の責務）

第８条　県は、次に掲げる事業を行うものとする。

⑴　初進出企業及び進出済企業の課題やニーズ等の応援団に登録された企業等への情報提供

⑵　県ホームページへの掲載等による応援団に登録された企業等の紹介

⑶　応援団に登録された企業等行う企業誘致に向けた取組への協力

⑷　企業間交流の場の提供

（応援団の呼称等の使用）

第９条　応援団に登録された企業等は、第７条の取組に当たり、自らを紹介する印刷物、ホームページ、名刺等の広告媒体等に、応援団の呼称を使用することができる。

２　前項の規定により呼称を使用しようとするときは、あらかじめ使用申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

３　知事は、前項の規定により呼称の使用を承認するときは、使用承認通知書（様式第４号）により、当該企業等にその旨を通知するものとする。

（情報の保護）

第 10 条　応援団に登録された企業等は、応援団活動において直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に一切漏らしてはならない。応援団登録の取下げ後又は取消後においても同様とする。

（登録の変更及び取下げ）

第 11 条　応援団に登録された企業等は、その名称、所在地に変更が生じたとき、又は登録を取り下げようとするときは、変更・取下届（様式第５号）により知事へ届け出なければならない。

（登録の取消）

第 12 条　知事は、応援団に登録された企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

⑴　申込書の内容に基づいた活動の実態がないと判断されるとき。

⑵　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

⑶　第 10 条の規定に違反したとき。

⑷　第 11 条の規定による取下げの届出があったとき。

⑸　信用失墜行為があったと認められるとき。

⑹　前各号のほか、知事が登録を取り消すことが適当と認めたとき。

（事務の所掌）

第 13 条　この要綱に関する事務は、静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課において所掌する。

（その他）

第 14 条　この要綱に規定するもののほか、「オール静岡　企業誘致応援団」の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 24 日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

応援団参加申込書

年　　月　　日

当社（団体等）は、静岡県が行う企業誘致活動に賛同し、「オール静岡　企業誘致応援団設置要綱（以下、「要綱」という。）」第４条第１項の規定により、以下のとおり申込みします。なお、申込みにあたっては、要綱の規定を遵守することを誓います。

１　企業等基本情報

名　　称				
代　表　者　名				
業　務　内　容				
所　　在　　地	〒			
電　話　番　号				
Ｅ－ｍａｉｌ				
企　業　ＵＲＬ				
担　　当　　者	（部署名）			
	（役職名）		（氏名）	
※1 企業名等の公開	（　　）公表する　・　（　　）公表しない			

※1 公開内容は、企業名、所在地（市町名）、業務内容、提供情報の内容及び企業ＵＲＬ

２　誘致活動内容

提供可能な情報及び支援	※該当箇所に○ （　　）不動産、土地情報 （　　）企業マッチング、企業情報 （　　）雇用支援
	（提供可能な情報及び支援について具体的な内容を記載）※2
自社で取り組む誘致に向けた取組	（自社で取り組む活動について具体的な内容を記載）※2

※2 県 HP への掲載時には一部文言を修正する場合があります。

様式第２号（第５条関係）

○　○　第　号
○ ○ 年 月 日

○○○○様

静岡県知事○○○○

オール静岡　企業誘致応援団　登録通知書

オール静岡　企業誘致応援団設置要綱第５条第２項の規定に基づき、オール静岡企業誘致応援団として以下のとおり登録したので通知します。

登　録　年　月　日	
名　　称	
代　表　者　名	
所　在　地	
登　録　期　間	
備　　考	

様式第３号（第９条関係）

使用申請書

年　　月　　日

申請者　住　所
氏　名

担当者　住　所
氏　名
連絡先

オール静岡　企業誘致応援団設置要綱第９条第２項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

使用媒介	※該当箇所に○ （　　）自社ホームページ （　　）名刺 （　　）自社チラシ （　　）その他
	（その他の場合、具体的な内容を記載）
使用目的	

【添付資料】

・使用成果物イメージ

様式第４号（第９条関係）

○　○　第　号
○　○　年　月　日

○○○○様

静岡県知事○○○○

使用承認通知書

オール静岡　企業誘致応援団設置要綱９条第３項の規定に基づき、オール静岡企業誘致応援団の呼称の使用を承認しましたので通知します。

様式第５号（第11条関係）

変更・取下届

年　　月　　日

届出者　住　所
氏　名

担当者　住　所
氏　名
連絡先

オール静岡　企業誘致応援団に係る登録内容の変更・取下げについて、オール静岡企業誘致応援団制度設置要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　届出内容

変更　・　取下げ

２　変更内容（変更した項目のみ記載）

企業名等				
代表者名				
業務内容				
所在地	〒			
電話番号				
Ｅ－ｍａｉｌ				
企業ＵＲＬ				
担当者	（部署名）			
	（役職名）		（氏名）	

【記入内容に係る問合せ先】

担当者	（部署名）			
	（役職名）		（氏名）	
電話番号				
Ｅ－ｍａｉｌ				